

第11期第1回福岡県個人情報保護審議会次第

日時 平成24年5月10日(木) 10:20~12:00

場所 県庁10階北棟特1会議室

次第

- 1 会長の選任及び会長職務代理者の指名について
- 2 部会の委員の指名について
- 3 部会長の選任及び部会長職務代理者の指名について
- 4 個人情報を含む公文書の流出について(報告)
- 5 不服申立部会の審査結果について(報告)

〔配付資料〕

- 第11期福岡県個人情報保護審議会委員名簿
- 福岡県個人情報保護審議会事務局職員一覧
- 個人情報保護審議会の運営について
- 個人情報の流出事案について
- 不服申立部会の審査結果について

第11期福岡県個人情報保護審議会委員名簿

(敬称略・50音順)

氏名	役職名
うつのみや たみこ 宇都宮 多美子	福岡県民生委員児童委員協議会監事
おかもと ひろし 岡本 博志	北九州市立大学副学長
かつぎ まさこ 甲木 正子	(株)西日本新聞社こどもふれあい本部部次長 兼編集企画委員会委員
さかぐち しげかず 坂口 繁和	弁護士(坂口繁和法律事務所)
さかもと ひろし 坂本 比呂志	九州工業大学情報工学部准教授
せいいち ともこ 勢一 智子	西南学院大学法学部教授
はらだ のりまさ 原田 憲正	山九株式会社労政部人権啓発担当部長
みぞた あけみ 溝田 明美	(株)コンピュータ教育社代表取締役社長
もり さきこ 森 咲子	(株)咲ら化粧品代表取締役

第11期福岡県個人情報保護審議会委員名簿(案)

(H24. 5. 1~H26. 4. 30)

氏名	役職名	全体会	第一部会 (不服申立 部会)	第二部会 (住民基本 台帳部会)
宇都宮多美子	福岡県民生委員児童委員協議会監事	委員	委員	—
岡本 博志	北九州市立大学副学長	会長	委員	部会長
甲木 正子	(株)西日本新聞こどもふれあい本部 もの知りタイムズ編集部次長	委員	委員	—
坂口 繁和	弁護士	会長 職務代理	部会長	—
坂本 比呂志	九州工業大学情報工学部准教授	委員	—	委員
勢一 智子	西南学院大学法学部教授	委員	—	部会長 職務代理
原田 憲正	山九株式会社労政部人権啓発担当部長	委員	委員	—
溝田 明美	(株)コンピュータ教育社代表取締役社長	委員	—	委員
森 咲子	(株)咲ら化粧品代表取締役	委員	—	委員

(敬称略 五十音順)

平成24年度事務局職員名簿

(平成24年4月1日現在)

1 県民情報広報課

職名	氏名	転出職員
県民情報広報課長	米倉 秀之	
県政情報監	小山 雅千子	
参事補佐	中野 進	
情報公開係長	光安 一英	
事務主査	野田 和美 (新)	橋本 晴彦
事務主査	安武 秀樹	石井 恵美子
主任主事	渡邊 直 (新)	
主事	白木 勇氣	

2 市町村支援課

職名	氏名	転出職員
課長補佐	森永 正博 (新)	加唐 司
行政係長	野崎 一廣 (新)	黒岩 一文
主事	服部 誠一 (新)	田中 誠司
主事	田中 和敏	

個人情報保護審議会の運営について

(平成14年8月5日申合せ)

(平成17年1月19日改正)

1 不服申立てに関する審査手続

福岡県個人情報保護審議会（以下「審議会」という。）が不服申立てに関する審査を行うときは、おおむね次の手続による。

(1) 審議会は、不服申立てに関する諮問書を受け付けるときは、実施機関に対して次に掲げる書類の添付を求めるものとする。

ア 不服申立書の写し

イ 開示又は訂正請求の対象となった個人情報が記録されている公文書等の写し

ウ 不開示又は不訂正決定の理由を説明した書面（以下「理由説明書」という。）

(2) 審議会は、審査のために必要と認めるときは、理由説明書の写しを不服申立人に送付し、相当の期間を定めて、理由説明書に対する意見を記した書面（以下「意見書」という。）の提出を求めるものとする。

(3) 審議会は、不服申立人から意見書の提出があったときは、その写しを実施機関に送付するものとする。

(4) 審議会は、不服申立人、実施機関の職員その他の関係者（以下「不服申立人等」という。）から、口頭による意見陳述又は説明の機会の付与について申出があった場合には、その機会を与えるものとする。

(5) 審議会は、前項又は個人情報保護条例第30条第3項の規定により不服申立人等の口頭による意見又は説明を聴くに当たって、当該不服申立人等が補佐人の付き添いを申し出た場合において、その申出が相当であると認めるときは、補佐人の付き添いを認めるものとする。

(6) 前項の規定により、口頭により意見又は説明を述べる者の数は、不服申立人等、不服申立人の代理人及び補佐人を合せて5人以内とする。ただし、審議会が必要と認めるときはこの限りでない。

2 現地調査等

(1) 審議会は、実施機関から諮問を受けた事案の審議を行うため必要と認めるときは、当該事案に係る現地の調査を行うことができる。

(2) 審議会は、必要と認めるときは、専門的事項に関して学識経験を有する者から意見又は説明を聴くことができる。

3 会議の公開

審議会の会議は、制度の運営に関する審議については原則として公開とする。

4 議事録の作成

(1) 審議会は、議事の要点を記した議事録を作成する。

(2) 議事録には、次の事項を記載するものとする。

ア 開催日時

イ 出席者の氏名

ウ 会議に付した事案の件名

エ 議事の内容

オ その他必要な事項

(3) 議事録は、会長が署名・押印し、確定する。

5 答申書の送付

審議会は、不服申立てに係る諮問に応じて答申したときは、実施機関の同意を得たうえで、答申書の写しを不服申立人に送付するものとする。

6 部会

(1) 審議会に部会を置き、会長が指名する委員をもって構成する。

(2) 部会の名称及び所掌事務は、次のとおりとする。

ア 第一部会（不服申立部会）

会長が指定するものに係る不服申立ての審査

イ 第二部会（住民基本台帳部会）

住民基本台帳法に基づく本人確認情報の保護に関する事項

(3) 部会の決議をもって審議会の決議とする。

(4) 1、2及び4の規定は第一部会に、2、3及び4の規定は第二部会に準用する。この場合において、「審議会」とあるのは「部会」と、「会長」とあるのは「部会長」と読み替えるものとする。

7 小委員会

(1) 審議会は、必要と認めるときは、会長又は会長代理及び会長があらかじめ指名する委員2名（会長が特に必要と認めるときは3名の委員）で構成する小委員会を設置することができる。

(2) 小委員会が行う事務は、次のとおりとする。

ア 審議会及び部会の議事録について、知事に対し情報公開条例又は個人情報保護条例に基づく開示請求があった場合に、必要に応じて意見を述べること。

イ 審議会及び部会の運営に関し必要な調査、検討等を行い、その内容を審議会及び部会に報告すること。

平成24年5月10日
総務部県民情報広報課

廃棄書類への個人情報の誤混入について

1 概要

福岡農林事務所で個人情報を含む書類を廃棄するにあたって、誤ってリサイクル用紙として搬出し、回収業者が運搬途中に一部を落としていたことが判明。このため、回収に努めたものの個人情報が流出した恐れがあった。

2 原因

個人情報を含む書類を廃棄する場合はシュレッダー処理しているが、職員が誤ってリサイクル書類の中に混入させたもの。

3 対応

個人情報が流出した恐れがある方へ流出状況を電話で説明し謝罪を行い、後日、お詫びの文書を送付。情報が悪用された等の問題が発生したという報告はあっていない。

4 再発防止策

- (1) 農林水産部内各所属に対して個人情報を含む書類の厳正な管理について文書を発出し、再発防止を指示した。
- (2) 農林水産部内各所属に対して個人情報を含む書類の廃棄方法を調査。適正に処理されていることを確認した。

□添付資料

- ・記者クラブ提供資料
- ・関連新聞記事

※ 過去の個人情報流出（紛失）件数

17年度	1件	18年度	0件	19年度	3件	20年度	1件
21年度	3件	22年度	4件	23年度	2件		

「公印省略」

23農政第1188号
平成23年9月8日

農林水産部本庁各課（室）長
農林水産部各出先機関の長
農林事務所各普及指導センター長
農業総合試験場各分場長
水産海洋技術センター各研究所長

） 殿

農林水産部長
（農林水産政策課）

個人情報を含む書類の厳正な管理について（通知）

当部の出先機関において、リサイクル用として廃棄された書類の中に、誤って個人情報を含む書類が混入した事案が発生しました。

つきましては、文書の厳正な管理に努めるとともに、再発防止に向けて下記の事項の実施・徹底をお願いいたします。

記

- 1 リサイクル用として分別する際には、個人情報を含む書類が含まれないように徹底すること。
- 2 個人情報を含む書類を廃棄する際には、シュレッダーによる裁断などにより確実に処理すること。

平成23年9月9日

担当課：農林水産政策課

直通：092-643-3464

内線：3811,3817

担当者：大山、古川

廃棄書類への個人情報への誤混入について

福岡農林事務所で個人情報を含む書類を廃棄するにあたって、誤ってリサイクル用紙として搬出し、回収業者が運搬途中に一部を落としていたことが判明。このため、回収に努めたものの個人情報が流出した恐れがある。

1 流出した恐れのある個人情報

・福岡農林事務所農山村振興課職員が作成途中で不要になったため廃棄した農業振興地域関係書類。これに含まれる個人情報の内容は、農業振興地域変更理由、氏名、地番など。

2 経緯

- (1) 9月6日(火)13:30頃、農地転用関係と見られる書類が福岡市南区野多目交差点付近の道路に散乱していると近くを通行中の方から本庁農山漁村振興課農地係に連絡があった。
- (2) 調査の結果、福岡農林事務所から搬出されたりサイクル用の廃棄書類であることが判明したため、福岡農林事務所職員が徹底して書類を回収した。

3 回収状況

- (1) 65枚(福岡農林事務所農山村振興課所掌の関係書類)
- (2) うち8枚に個人情報(27名分)が含まれる。
- (3) 落下書類の枚数が不明のため、全て回収できたか確定できない。

4 発生原因

・個人情報を含む書類を廃棄する場合はシュレッダー処理しているが、上記職員が誤ってリサイクル書類の中に混入させたもの。

5 再発防止

・部内各所属に対して個人情報を含む書類の厳正な管理について9月8日(木)付けで文書を出し、再発防止に努めている。

・全庁的には、個人情報を含む書類を廃棄する場合にはシュレッダーで確実に復元不可能な状態にして廃棄するなど、個人情報の管理徹底を促す文書を新たに作成し、全職員に配布・周知徹底を図る。

また、個人情報保護条例に基づく監査及び職務改善調査において、各所属におけるリサイクル用紙の管理状況を確認し、指導の徹底を図る。

6 個人情報が流出された恐れのある方への対応

・福岡農林事務所が流出状況を電話で説明し謝罪を行い、後日、お詫びの文書を送付する。現在のところ、情報が悪用された等の問題が発生したという連絡はない。

個人情報誤ってリサイクル 運搬中散乱流出か

福岡県 福岡市 福岡農林事務所 職員が誤ってリサイクル用の書類を回収し、トラックで運搬中に散乱流出したと見られる。流出した書類には、福岡市、宗像市、須恵町の農業者の個人情報が含まれていた。流出した書類は、福岡市、宗像市、須恵町の農業者の個人情報が含まれていた。流出した書類は、福岡市、宗像市、須恵町の農業者の個人情報が含まれていた。

個人情報などの書類流出

福岡農林事務所職員が誤ってリサイクル用の書類を回収し、トラックで運搬中に散乱流出したと見られる。流出した書類には、福岡市、宗像市、須恵町の農業者の個人情報が含まれていた。流出した書類は、福岡市、宗像市、須恵町の農業者の個人情報が含まれていた。

個人情報入書類が、誤ってリサイクル用の書類として回収された。流出した書類には、福岡市、宗像市、須恵町の農業者の個人情報が含まれていた。流出した書類は、福岡市、宗像市、須恵町の農業者の個人情報が含まれていた。

書類廃棄ミス、個人情報流出か

福岡農林事務所(福岡市中央区)が誤って廃棄した個人情報が含まれた書類を、リサイクル業者がトラックで輸送中に路上に落とし、個人情報が流出した恐れがあると県が9日発表した。福岡、宗像、須恵の3市と須恵町の農業者の個人情報が含まれていた。

流出した書類の全体数が分からず、個人情報が載ったものがすべて回収できたかどうかは分からないという。県庁や出先機関では、個人情報が含まれた書類はシュレッダーにかけることになっているが、同事務所の50代の男性職員が誤ってリサイクル用の回収箱に入れてしまっていたという。

流出した書類はシュレッダーにかけることになっているが、同事務所の50代の男性職員が誤ってリサイクル用の回収箱に入れてしまっていたという。

と運行人から県に通報があり、7日に福岡農林事務所の文書と判明。事務所職員が現場で65枚を回収し、うち8枚に27人分の氏名が掲載されていた。

流出した書類の全体数が分からず、個人情報が載ったものがすべて回収できたかどうかは分からないという。県庁や出先機関では、個人情報が含まれた書類はシュレッダーにかけることになっているが、同事務所の50代の男性職員が誤ってリサイクル用の回収箱に入れてしまっていたという。

流出した書類はシュレッダーにかけることになっているが、同事務所の50代の男性職員が誤ってリサイクル用の回収箱に入れてしまっていたという。

不服申立部会の審査結果（報告）

1 病気休職の内申書類に係る個人情報不訂正決定に対する異議申立て事案

(1) 個人情報の訂正請求（平成23年6月28日）

（請求内容）

異議申立人に対して行った地方公務員法に定める休職処分の内申書に添付された「病気休暇（休職）者の状況報告書」の「休暇（休職）前の主な業務及び勤務の状況」及び「休暇（休職）前に所属で行なった対応」の各欄に記載された異議申立人の個人情報の一部の訂正請求を行ったもの。

(2) 不訂正決定通知（平成23年7月26日）

（不訂正理由）

訂正請求内容は、病気休職の発令内申という事務目的の範囲を超えるものであり、当該事務目的の観点から訂正する必要があるとは認められない。

(3) 異議申立て（平成23年8月2日）

(4) 審議会に諮問（平成23年9月22日）

(5) 審議会での審査経過（不服申立部会）

平成23年10月19日 審査（概要説明）

平成23年11月17日 審査（口頭意見陳述）

平成23年12月15日 審査（論点整理）

平成24年1月19日 審査（答申案）

平成24年1月19日 実施機関に答申

（答申内容）

実施機関が行った不訂正決定は、妥当である。

2 服務日誌に係る個人情報部分開示決定に対する審査請求事案

(1) 個人情報の開示請求（平成23年6月30日）

（請求内容）

福岡県中央警察署警固交番服務日誌に記載された審査請求人の個人情報の開示請求を行ったもの。

(2) 部分開示決定通知（平成23年7月15日）

（決定内容）

不開示とした情報	根拠規定 福岡県個人情報保護条例 第14条第1項の該当号
服務日誌の「内容」欄に記載された届出者に関する氏名等の情報、届出内容及び「取扱事項」欄に記載された届出の状況	第1号（開示請求者以外の個人情報）、第4号（行政運営情報）
服務日誌の「勤務員」欄及び「内容」欄の末尾に記載された警察官の氏名	第6号（警察職員情報）

(3) 審査請求（平成23年7月21日）

(4) 審議会に諮問（平成23年10月20日）

(5) 審議会での審査経過（不服申立部会）

平成23年11月17日 審査（概要説明）

平成23年12月15日 審査（口頭意見陳述）

平成24年1月19日 審査（論点整理）

平成24年2月16日 審査（答申案）

平成24年2月16日 実施機関に答申

（答申内容）

実施機関が行った部分開示決定は、妥当である。